

# 令和8年度 砂利採取業務主任者試験実施要領

## 1 試験日時及び場所

- (1) 試験日時 令和8年11月13日(金) 午前10時から正午まで(120分)

※遅刻は試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。ただし、退室時には解答用紙を提出し、再入室は認めないものとする。また、試験問題及び注意事項は、受験者本人に限り持ち帰りを認めるものとする。

- (2) 場 所 奈良県人権センター(奈良市大安寺1丁目23-1)

## 2 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

## 3 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(7問の必須問題と、8問から3問を選択して解答する選択問題)とする。

## 4 試験実施要領の配布、受験願書の受付期間及び提出先

- (1) 試験実施要領の配布

- (ア) 配布期間: 令和8年9月25日(金)から同年10月16日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日を除く。)

- (イ) 来庁による場合

配布場所: 「8 問合せ先」に同じ。

配布時間: 8時45分から12時まで、13時から17時まで。

- (ウ) 郵送による場合

郵送による配布を希望する者は、表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 実施要領請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒(長形3号【縦23.5cm 横12.0cm】に110円分の郵便切手を貼り付け、希望送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したもの)を入れて、「8 問合せ先」あてに請求すること。

- (エ) インターネットによる場合

奈良県ホームページ(景観・自然環境課のページ)から入手可能。

- (2) 受験願書の受付

- (ア) 受付期間: 令和8年10月2日(金)から同年10月16日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- (イ) 来庁により提出する場合

受付場所: 「8 問合せ先」に同じ。

+受付時間: 8時45分から12時まで、13時から17時まで。

(ウ)郵送により提出する場合

封書の表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 受験願書在中」と記載し、「8 問合せ先」あてに送付すること。令和8年10月16日(金)までの消印があるものを有効とする。

※受験願書受付後、令和8年11月6日(金)までに受験票を郵送する。

## 5 提出書類

### (1) 受験願書 1通

(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)に定める様式第9による)

### (2) 写真 1枚

写真は大型サイズ(縦6cm×横4cm)とし、受験願書の提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に『撮影年月日』、『氏名』及び『年齢』を記載すること。

※手札形(縦11cm×横8cm程度)及びL判サイズ(縦12.7cm×横8.9cm)は不可。

※写真は受験願書に貼らないこと。

### (3) 受験手数料

受験願書の所定欄に、奈良県収入証紙(現金での納付、財務省発行の収入印紙等は不可)を8,000円分貼り付けること。なお、納入された受験手数料は、いかなる理由があっても返戻しないので注意すること。

## 6 試験当日の注意事項

試験会場の開場及び受験者の受付は、午前9時30分から開始する。

受験者は、試験当日に受験票及び筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)を持参すること。

※筆記用具等の貸し出し等は一切しない。

試験会場には受験者用の駐車場は確保していないので、公共交通機関を利用すること。

発熱や咳などの症状がある場合には、受験を控えること。

感染症の動向によって、マスクの着用を要請することがある。また、体調がすぐれない受験者には、受験の中止や帰宅を要請することがある。

## 7 合格者の発表

令和8年11月30日(月)午前9時(予定)。

県庁前掲示場、県ホームページに合格者の受験番号を掲示し、合格者には同日付けで合格の通知を郵送する。なお、合否について電話での問い合わせには一切応じない。

## 8 問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 環境森林部 景観・自然環境課 自然環境調整係

電話番号 0742-27-8749(直通)